

令和 6 年

第 3 回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和 6 年 4 月 3 0 日

至 令和 6 年 4 月 3 0 日

福島県会津坂下町議会

令和6年第3回会津坂下町議会臨時会会議録

令和6年4月30日から令和6年4月30日まで第3回臨時会が町役場議場に招集された。

令和6年4月30日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	出納室長	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として3番 目黒克博君、4番 物江政博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

改めまして皆さんおはようございます。本日ここに、令和6年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、専決処分の報告及びその承認について、承認2件、除雪トラックの購入に伴う財産の取得について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、会津坂下町生活支援事業を早期に実施する必要があることから、令和6年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第1号）の議案2件の計4件をご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、なに

とぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげ、挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

◎承認第1号から議案第30号まで一括上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第3、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」から 議案第30号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

承認第1号 専決処分の報告及びその承認について

専決第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）

承認第2号 専決処分の報告及びその承認について

専決第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 財産の取得について

議案第30号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）

◎議長（赤城大地君）

これより一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、承認第1号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

承認第1号 専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に904万6千円を追加し、予算の総額を89億4,098万8千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による、とするものです。

次に、第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による、とするものです。

なお、本補正予算は地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分した補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

本補正予算の主な内容は、地方譲与税、交付金・交付税等の確定及び、起債額の確定による財源内訳の補正になります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。
4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」についてですが、追加が1件、変更が1件です。

まず、追加となる町道整備事業22万2千円は、町道原・村前線道路拡幅事業において、2項道路としてセットバック済みの土地の売買を行うにあたり、土地所有者との折衝、金融機関への抵当権一部抹消手続きに時間を要した結果、対象土地の所有権移転登記および土地所有者への土地代金の支払いについて、年度内完了が困難となったため、繰り越すものです。完了は令和6年5月を予定しております。

次に、橋梁整備事業232万3千円の増は、町道宇内沼越線丈助橋橋梁架け替え事業において、道路用地を購入するにあたり、土地登記の中に地役権が設定されており、地役権者の証明書をいただくのに時間を要した結果、分筆登記および所有権移転、並びに土地代金の支払いについて、年度完了が困難であることから繰り越すものです。

5ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」については、変更が3件です。

まず、除雪機械整備事業は、除雪ドーザーの更新に係る新ドーザーの購入費及び旧ドーザーの売却額の確定に伴い、100万円を減額するものです。

次に、橋梁整備事業は、ステーションばんげ跨線橋補修工事に伴う協定に基づく負担金について、事業費の確定により1,000万円減額するものです。

次に、消防施設整備事業は、村田屯所建替工事費の確定、および三谷・佐藤分に乾燥塔の設置を予定しておりましたが、区との再協議の結果、設置の延期により420万円を減額するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1総括 歳入については、2款：地方譲与税から21款：町債まで、補正前の額 89億3,194万2千円、補正額904万6千円の増、補正後の額 89億4,098万8千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出については、4款：衛生費から13款：予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳は、国県支出金が31万6千円の増、地方債が1,520万円の減、一般財源が2,393万円の増となります。

3ページをご覧ください。

2歳入についてご説明いたします。

2款1項1目：地方揮発油譲与税から 5ページ、9款2項1目：新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までは各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

3ページの2款1項1目：地方揮発油譲与税は、116万円の増、2項1目：自動車重量譲与税は、277万7千円の増、3款1項1目：利子割交付金は、19万8千円の減、4ページの4款1項1目：配当割交付金は、187万9千円の増、5款1項1目：株式等譲渡所得割交付金は、395万3千円の増、6款1項1目：法人事業税交付金は、683万3千円の増、5ページの7款1項1目：地方消費税交付金は、3,921万6千円の減、8款1項1目：環境性能割交付金は、382万4千円の増、9款2項1目：新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、2万1千円の増になります。

6ページをご覧ください。

10 款 1 項 1 目：地方交付税は、まず、特別交付税 4,243 万 8 千円の増は、3 月補正で配分額を前年度同額と見込み増額補正しておりましたが、地域おこし協力隊や通学バスの増便分に要した経費の算定において見込み額より配分額が増額したことによるものです。

震災復興特別交付税 53 万 3 千円の増は、地方税法の改正等に伴う地方税の算定変更による増分となります。

11 款 1 項 1 目：交通安全対策特別交付金、補正額 7 万 4 千円の減は、額の確定によるものです。

14 款 2 項 3 目：衛生費国庫補助金、補正額 31 万 6 千円の増は、乳幼児に対するフッ化物歯面塗布が補助対象となったため計上するものです。

7 ページをご覧ください。

21 款：町債は、第 3 表地方債の補正により説明したとおり、1,520 万円の減となります。

8 ページをご覧ください。

3 歳出についてご説明いたします。

4 款 1 項 2 目：予防費は、補正額はございませんが、衛生費国庫補助金の補正に伴う財源内訳の補正となります。

8 款 2 項 1 目：道路維持費から 9 款 1 項 2 目：消防施設費は、補正額はございませんが、地方債の変更に伴う財源内訳の補正となります。

9 ページをご覧ください。

最後に、13 款 1 項 1 目：予備費、補正額 904 万 6 千円の増は、歳入歳出調整のための補正となります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、承認第 2 号について説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。承認第 2 号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

それでは、専決第 2 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤の特別職の職員への報酬の支給回数について、業務の効率化と振込手数料の軽減を図るため、原則年 1 回の支給とするものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第 3 条第 1 号中、「6 月 15 日及び 12 月 15 日の 2 回にその半額ずつを」を「年 1 回」に、「その都度町長の指定する日に」を「年額を複数回に分けて」に改正するものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月

19日に専決処分を行ったものです。

この条例の一部を改正することにより、報酬等の振込事務で2,000件分の振込処理が軽減され、振込手数料につきましては22万程度の軽減が図られることが期待されます。説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第29号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。

議案第29号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

次のとおり、財産を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の財産取得でございますが、除雪機械は概ね18年が経過いたしますと修理に要する経費の増加及び修理期間が長期間となり除雪作業に支障をきたす恐れがあることから、車両の更新により、町道延長約34キロメートルの除雪作業を万全に進めるとともに、処理能力向上と維持経費の軽減を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、取得するものであります。

- 1 財産の名称、種類、数量については、除雪トラック、UDトラック株式会社 2DG-CF5AL型、7t級1台を買収するものであります。
- 2 買収の目的は、町道の除雪であります。
- 3 買収の方法は、指名競争入札であります。
- 4 買収予定価格は、48,268,000円であります。
- 5 買収の相手方は、会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地、会津自動車工業株式会社、代表取締役 四家邦博であります。

次のページをご覧ください。

落札価格が、4,388万円、消費税438万8千円となっております。

以下、会津機械株式会社、会津自動車工業株式会社、UDトラック株式会社会津カスタマーセンター3社の入札結果であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第30号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第30号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億3,647万円を追加し、予算の総額を79億2,647万円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援する地方創生臨時交付金が交付されることを受け、「会津坂下町生活支援事業」として、低所得者への支援および定額減税補足給付金を給付するものです

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

次に、事項別明細書の1ページをご覧ください。

総括の歳入につきましては、補正前の額 76億9千万円、14款：国庫支出金、2億3,647万円の増、補正後の額は79億2,647万円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、補正前の額、補正額、補正後の額は、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が2億3,647万円の増であります。

3 ページをご覧ください。

「2：歳入」の詳細についてご説明いたします。

14款2項2目：民生費国庫補助金、補正額2億3,647万円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠分で、「会津坂下町生活支援事業」の財源として活用します。

4 ページをご覧ください。

「3：歳出」についてご説明いたします。

3款1項5目：臨時福祉給付費、補正額2億3,647万円の増は、地方創生臨時交付金を活用し、生活支援事業を実施するもので、低所得者への支援および定額減税補足給付金支給のための事務費及び給付金となります。

3節：職員手当等、136万1千円の増は、職員の時間外勤務手当を計上するものです。

10節：需用費 50万円の増は、事務用品および、申請書等印刷費用を計上するものです。

11節：役務費 205万円の増は、確認書、支給決定通知書等の送付にかかる郵便料と、口座振込手数料を計上するものです。

12節：委託料、961万9千円の増は、それぞれの給付金支給のための該当者抽出、通知書作成等の業務委託費を計上するものです。

18節：負担金補助及び交付金 2億2,294万円の増は、まず、均等割のみ課税世帯給付金は令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するもので、400世帯分を計上しました。

次に、非課税化世帯等給付金は令和6年度に新たに住民税非課税および均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するもので、400世帯分を計上しました。

次に、こども加算給付金は、低所得者の子育て世帯で、世帯内で扶養されている18歳以下の子1人あたり5万円を加算し給付するもので、370人分を計上しました。

最後に、調整給付金は令和6年度住民税所得割または令和5年分所得税から定額減税しきれないと見込まれる方に差額分を給付するもので、

3,100人分を計上しました。説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑・討論・採決は1件ごとに行います。

まず、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案を承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案を承認することに決定されました。

次に、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

22万円程度の軽減になるとの説明でありましたが、今回の改正を見ますと、年額を複数回に分けるといふ事があります。年1回が原則けれども複数回に分けて支給することもできる。複数回というのは2回以上なわけですね。2回やれば今と同じ。3回やれば増えてしまう。ここの謳い文句は22万程度の軽減になるとのことですが、将来的に本当に軽減になるのでしょうか。軽減になるのであれば1回支給だけで複数回というのは削除すべきではないか、そのように思うのですがいかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おっしゃる通りであり、原則1回にして参ります。

複数回に分けて交付ができると定めましたのは、今年度、4月1日付で消防団等の手当については2分の1を支給しなければならない。という規定になっておりましたので、すべてを年1回という形にできなかった、という事であり、今年度のみ複数回に分けて支給できるように。この改正では、今年度のみを想定しています。来年度からは原則すべて年1回の支給にしていくというものでございます。

◎議長（赤城大地君）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案を承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第29号「財産の取得について」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「令和 6 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 1 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 30 号「令和 6 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和 6 年度第 3 回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前 10 時 25 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年4月30日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員